

保健福祉事業

●介護認定を受けておらず、要介護状態になることを予防する事業

在宅高齢者転倒予防住宅改修事業

在宅生活支援

要介護認定を受けていない方の、生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがあると認められる高齢者が、自宅に手すりや踏み台、スロープを設置した場合、その費用の一部について助成します。設置工事は、専門知識を持ち、市に登録された施工業者が行います。

●対象者…次の①～④の要件をすべて満たす人

- ①市内に住所を有する 65 歳以上の在宅高齢者
- ②要介護・要支援認定を受けておらず、当面認定を受ける予定のない人
ただし、以前認定を受けていた人については、認定期間中に介護保険の住宅改修を行っていない人
- ③介護保険料や市税を滞納していない人
- ④身体的理由により住宅改修の必要性が認められる人

●対象住宅…対象者の住民票上の住宅

●改修内容

1 手すりの取付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等、日常生活の動線上における手すりの取付け
2 踏み台・階段の設置	玄関や勝手口等、住宅の出入り口における段差を解消するための踏み台及び階段の設置
3 スロープの設置	居宅、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するためのスロープの設置

※対象となるのは日常生活に必要な最低限の改修のみです。

趣味やリハビリを目的とした工事、リフォームやバリアフリーにする工事、破損や老朽化した箇所を新しくする工事は対象外です。

●助成金額…改修に要した費用（上限7万円まで）の9割を助成する。

※対象費用の累計が7万円を超えない範囲であれば複数回の申請もできます。

手続きの流れ

